

(仮訳)

保健省告示

2018年 第388号

件名「製造、輸入、販売を禁止する所定食品」

明白な科学的根拠により、部分水素添加油脂 (Partially Hydrogenated Oils) 由来のトランス脂肪酸は、冠動脈心疾患 (Coronary Heart Disease) のリスクを高める効果があるとされている。食品法 (1979年) 第5条及び第6条第8項に基づき、保健省は次の通り告示を発出する。

第1条 部分水素添加油脂 (PHO) 及び部分水素添加油脂を含む食品については、製造、輸入、又は販売することを禁止する。

第2条 本告示は、官報掲載日の翌日から起算して180日後に施行する。

2018年6月13日付け
Piyasakol Sakolsatayadorn
(Mr. Piyasakol Sakolsatayadorn)
保健大臣

(2018年7月13日付け官報第135号特別部分166 (Ngor) 掲載)

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。